



今、注目度上昇中の活用方法

民事信託で相続トラブル防止

遺言がない場合＆相続人の中で遺産分割協議が調わない場合、
相続人が法定相続分に応じて不動産を共有することがあります。

相続人で不動産を共有する ことで、実はトラブル多数

その不動産について、何か契約するごとに毎回共有者の意思確認をしなければなりません。
相続人同士が不仲の場合は、意思確認できず結局何の契約も処分もできないケースが！

不動産は放置され
財産的価値も失われてしまう
誰にとってもメリットのない状態



売れない
貸せない
誰が使うのか不明



この状態を回避するために

民事信託

を生前に設定した場合、

相続が発生する前から、不動産の所有名義は受託者に集中しているので、
相続によって不動産が共有状態になる心配がありません。

- 亡くなったあとに実家に誰が住む？
- 貸家の賃料は誰が受け取る？
- 不動産を売却した場合の代金をどう配分する？

「誰に渡す」だけでなく
管理方法も生前に決めておけます。

F&Partnersでは各分野のプロが
全面的にサポートできる体制があり、
民事信託に関わる贈与税・相続税など
税務面でのサポートも充実！

広くご利用頂けるよう、F&Partnersでは民事信託を低コストで！

今週の
お客様の声

依頼して
よかった点は？

狭山市 Y.M様

直接家に来ていただき、話しやすい雰囲気で相談できました。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

